

入札監理小委員会における審議の結果報告 大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運營業務

大阪合同庁舎第2・4号館の管理・運營業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 情報開示について

【論点】

従来の実施に要した経費の委託費内訳のうち、建物・設備機器等保守管理業務に係る委託費の変動要因があれば記載すべきではないか。

【対応】

建物・設備機器等保守管理業務の内容については、平成23年度、24年度、25年度において基本的業務に内容の変更はなく、各年度で見込まれる各設備機器等の維持補修業務（備考欄に記載された業務）を除けば、積算上における人件費・物件費に大きな変動はない。

このため、備考欄に記載された以外の変動要因としては、注記事項に記載のとおり一般競争入札の結果、民間業者間における競争原理が働いたものと考えられ、原案のとおりとした。（実施要項（案）21頁、22頁）

2. 入札参加者について

【論点】

業務を包括化するとグループによる入札参加が予想されるが、現行事業者による1つのグループになってしまい、競争性が確保できなくなるようなことにならないか。

【対応】

近年の実績として、複数の応札者・落札者があり、それら事業者がグループを形成すると考えられ、複数事業者による応札が見込める状況にあることから、原案のとおりとした。

3. 意見募集の結果について

- 1者から4件の意見が寄せられ、環境衛生管理業務について、遵守すべき基準等を明記すべきとの意見を踏まえ追記した。（実施要項（案）198頁、200頁）

以上